

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1 年

【 傷害補償(こども傷害補償) 】〈 T1～T4プラン 〉

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。
ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1.ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶発性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
*2.「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + 天災危険補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ●保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ● 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について45日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または 先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。 ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1 回に限りします*3。 *1.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2.「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3.1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について45日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まず。 *1.ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリング固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB プレー、線副子等およびパローストをいいます	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ●保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気 ●保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ● 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ●アルコール依存および薬物依存 ●先天性疾患
入院・手術医療保険金支払特約	入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1.介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2.退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2
	手術医療保険金	保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1 または 放射線治療*2 を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 *1.傷の処置、切開術(皮膚・鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2.血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施行の開始日から、60日の間に1 回の支払を限度とします。 *3.介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *4.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2
支払特約	入院療養一時金	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。) *2について、保険期間を通じて1 回に限りします。 *1.介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2.以下いずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき	*1.該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2.初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1 年(保険期間が1 年を超えるご契約の場合は、2 年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
天災危険補償特約 + 育英費用補償特約		扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または 重度後遺障害 が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀嚼やくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1.加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	●ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガによる扶養不能状態 ●保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ●扶養者が 無免許運転、麻薬等 を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ●扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ●扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ●扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
被害事故補償特約	保険の対象となる方が被害事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為またはひき逃げ事故)により、死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合 ▶ 損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし、1回の被害事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金)等は損害額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ●死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神的損害・その他の損害 ●後遺障害の場合、逸失利益・精神的損害・将来の介護料・その他の損害	●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ●むち打ち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方または保険金の受取人による被害事故を教唆または補助する行為、容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為、その被害事故に関連する著しく不正な行為を行った場合 ●保険の対象となる方の配偶者、直系血族、3親等以内の親族、同居の親族のいずれかに該当する者が被害事故を発生させた場合 等
携行品特約＋携行品特約の一部分変更に関する特約＋学校管理下動産補償特約	保険の対象となる方が学校の管理下※2にある間に自宅敷地外において携行している保険の対象となる方の身の回りの品※1に、偶然な事故による損害が生じた場合 ▶被害物の時価額を基準に算出した損害額※3から免責金額(自己負担額)(1事故について5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じてご加入の携行品補償保険金額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1.次のものは補償の対象となりません。携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、自転車、電子マネー、商品券等の金券、クレジットカード、設計書、帳簿、自動車、バイク、原動機付自転車、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、義歯、義肢、眼鏡、動植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、データやプログラム等の無体物 等 ※2.学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中 ※3.修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額	●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ●差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ●保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ●保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●電気的または機械的事故に起因する損害 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失※1に起因する損害 ●詐欺または横領に起因する損害 ●風、雨、雪(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ●保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 ※1.置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ●傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ●保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等

【 傷害補償(自転車事故傷害危険のみ補償特約) 】〈 T5プラン 〉

日本国内で、「急激かつ偶然な外来の自転車事故」※1により、保険の対象となる方がケガ※2をした場合に保険金をお支払いします。

- ※1.急激かつ偶然な外来の自転車事故とは以下のものをいいます。
- 保険の対象となる方が自転車に搭乗している間の急激かつ偶然な外来の事故
 - 保険の対象となる方が自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突または接触等の交通事故
- ※2.ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業柄、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ※自転車とは、ペダルまたはハンド・クラunkを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車※3 およびその付属品※4をいいます。
- ※3.レールにより運転する車、身体障害者用の車※5および幼児用の3輪以上の車を除きます。
- ※4.積載物を含みます。
- ※5.車いすを含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
補償特約＋基本特約＋自転車事故傷害危険のみ	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●自転車を用いて競技等※1をしている間に生じた事故によって被ったケガ(ただし、下記a.に該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等※1等をしている間については、保険金を支払います。) ●自転車を用いて競技等※1等を行うことを目的とする場所において、競技等※1等に準する方法または態様により自転車を使用している間に生じた事故によってケガ(ただし下記a.に該当する場合を除き、道路上で競技等※1等に準する方法または態様により自転車を使用している間については、保険金を支払います。) a.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等※1等をしている間または競技等※1に準する方法もしくは態様により自転車を使用している間に生じた事故によって被ったケガ ※1.競技等とは、競技、競争、興行※2、訓練または試運転※3をいいます。 ※2.いずれもそのための練習を含みます。 ※3.性能試験を目的とする運転をいいます。 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等※1を常時装着した日数について、「通院した日数」に含みます。 ※1.ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB プレース、線副子等 およびハーベストをいいます。	

【賠償責任に関する補償】〈T1～T4プラン〉

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等※1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)※2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額※3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1. 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ※2. 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 ※3. 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、5000万円が支払限度額となります。	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任※1)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物※2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両※3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失※4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ※1. 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2. 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ※3. 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ※4. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ※5. ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【賠償責任に関する補償】〈T5プラン〉

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等※1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)※2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1. 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ※2. 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任※1)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物※2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両※3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失※4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ※1. 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2. 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ※3. 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ※4. 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ※5. ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)*1によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶ 1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1. 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 * 2. 病気またはケガをいいます。 * 3. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 4. 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 * 5. 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 6. 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 * 7. 弁護士または司法書士をいいます。 * 8. 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 * 9. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。). ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 10. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ●液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ●財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ●労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ●診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ●石綿もしくは石綿を含む製品等有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ●環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ●電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ●職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ●保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ●保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ●保険契約または共済契約に関する原因事故*6 等 * 1. 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 * 2. 病気またはケガをいいます。 * 3. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 4. 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 * 5. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。). ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 6. 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 7. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
トラブル対策費用補償特約	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)*1によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ▶ 1つの原因事故*5について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。 ※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1. 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*6、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 * 2. 病気またはケガをいいます。 * 3. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 4. 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 * 5. 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 6. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。). ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 7. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	●ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ●液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ●財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ●労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ●診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ●石綿もしくは石綿を含む製品等有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ●環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ●電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ●職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ●保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ●保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*6である場合 等 * 1. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。). ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 2. 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 * 3. 病気またはケガをいいます。 * 4. 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 5. 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 * 6. 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 7. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。